

WestlawJapan 法令あらまし

【法令名】

- 職業能力開発促進法施行令の一部を改正する政令

【掲載官報】	平成 22 年 12 月 17 日 本紙第 5460 号 2 ページ
【法令番号】	平成 22 年 12 月 17 日 政令第 244 号
【管轄省庁】	厚生労働省
【施行期日】	公布の日〔平成 22 年 12 月 17 日〕から施行
【制定の根拠】	職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 44 条第 1 項及び第 46 条第 2 項
【法令のあらまし】	ピアノ調律及びハウスクリーニングを技能検定を行う職種に追加し、ファインセラミックス製品製造及び漆器製造の技能検定を廃止する。
【改正される法令】	職業能力開発促進法施行令（昭和 44 年政令第 258 号）